

ヘルパーステーションあすなろ運営規程(介護予防相当訪問サービス事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアハートが開設するヘルパーステーションあすなろ（以下「ステーション」という。）が行う介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問介護(以下「介護予防相当訪問介護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションあすなろ
- (2) 所在地 三原市頼兼二丁目9番10号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、ステーションの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名(常勤換算方法による)
サービス提供責任者は、ステーションに対する介護予防相当訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防相当訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも介護予防相当訪問介護の提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員 訪問介護員3名以上配置（常勤換算方法による）
訪問介護員は、介護予防相当訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日までとし祝日も営業する。
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分とする。
但し、営業時間外の利用者へのサービスの必要性が生じた場合にはサービスを提供する。(介護支援専門員と連絡・調整)
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護

(2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、三原市長が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する際に自動車を使用した場合(地域外走行)実施地域を越えた地点から1 km当り50円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して必要な資料提示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで利用者の同意を得る。併せて、その支払に同意する旨の文書に署名捺印を受ける。
- 4 利用料の支払いは、金融機関により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三原市(但し、鷺浦町、久井町、大和町を除く)地域とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、サービス提供責任者に報告しなければならない。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等へ連絡を行うとともに、市町へ報告を行い必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第10条 ヘルパーステーションあすなろは、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1)訪問介護員に対する虐待防止の啓発及びその研修の実施

(2)その他虐待防止のために必要な措置

- 2 管理者並びにサービス提供責任者は、当該訪問介護員又は養護者(利用者を日常的にお世話をしている家族親族等)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報し、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

第11条 ヘルパーステーションあすなろは、事業の実施において、原則身体拘束を行いません。

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3原則全てを満たし、尚且つ、本人・家族への説明及び確認を得て行います。

「緊急やむを得ない」状況か否かの判断は個人では行わず、別に定める「身体拘束の禁止のための指針」に沿って組織的判断で行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 ヘルパーステーションあすなろは、感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 ヘルパーステーションあすなろは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修訓練を定期的に実施します。

また、業務継続計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（苦情解決）

第13条 ヘルパーステーションあすなろは、利用者又はその家族から事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すると共に、苦情解決に向け適切に対応する。

2 苦情に関し、県及び国保連合会又は市町が行う調査に応じ、資料並びに書類等の提出及び当該職員からの聴き取り、実施調査に応じ、苦情解決に向け協力するとともに、当該指導及び助言に従い必要な改善を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 訪問介護員等は、質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用 1 か月以内

（2）継続研修 年6回以上

（3）その他の研修（外部研修等）

2 サービス提供上知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務を守るため従業員等に義務を課す必要な措置を講じる。

3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また 退職後も同様とする。

4 この規程に定める事項の外、ステーションの運営に関する重要事項は株式会社「ケアハート」とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
6. この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。
7. この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
10. この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
11. この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
12. この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
13. この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
14. この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
15. この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
16. この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
17. この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
18. この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

- 19.この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 20.この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 21.この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する
- 22.この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- 23.この規程は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。
- 24.この規程は、平成 27 年 3 月1日から施行する。
- 25.この規程は、平成 27 年 4 月 11 日から施行する。
- 26.この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 27.この規程は、平成 27 年 8 月 16 日から施行する。
- 28.この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- 29.この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 30.この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 31.この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 32.この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
- 33.この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 34.この規程は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。
- 35.この規程は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。
- 36.この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 37.この規程は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。
- 38.この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 39.この規程は、平成 30 年 10 月1日から施行する。
- 40.この規程は、平成 30 年 11 月 12 日から施行する。
- 41.この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 42.この規程は、平成 31 年 1 月4日から施行する。
- 43.この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 44.この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 45.この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 46.この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 47.この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 48.この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 49.この規程は、令和2年2月 1 日から施行する。
- 50.この規程は、令和2年4月 1 日から施行する。
- 51.この規定は、令和2年6月 15 日から施行する。
- 52.この規定は、令和2年 9 月 15 日から施行する。
- 53.この規程は、令和2年 12 月 1 日から施行する。
54. この規程は、令和3年4月 1 日から施行する。
- 55.この規程は、令和3年5月 1 日から施行する。
- 56.この規程は、令和3年7月 1 日から施行する。
- 57.この規程は、令和3年 10 月 4 日から施行する。
- 58.この規程は、令和3年 12 月 1 日から施行する。
- 59.この規程は、令和4年4月 1 日から施行する。
- 60.この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

- 61.この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 62.この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 63.この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 64.この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
- 65.この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 66.この規程は、令和 7 年 9 月 15 日から施行する。